

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 出向者に支給する給与の較差補てん金

**Q** : 当社は、使用人を子会社へ出向させようと思っておりますが、子会社の給与ベースが低いいため、その使用人の当社の給与ベースによる支給額との差額を、較差補てん金として支払うことを検討しています。

この較差補てん金の取扱いについて教えてください。

**A** : 出向使用人に対する給与として、損金に算入されます。

### 【解説】

出向した使用人に対する給与は、本来、現に労務の提供を受ける出向先法人が負担すべきものとも考えられますが、出向元法人と出向者との間には、雇用契約が引き続いて維持されているところから、出向元法人にとっては出向後においても従来どおりの労働条件を補償することが一般的であるとされています。

そこで、出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするために出向者に支給した給与は、その出向元法人の損金に算入することとされています。

この取扱いは、給与較差補てん金を出向元の法人が出向者に直接支給しても、出向先の法人を通じて支給しても同じです。

また、①出向先の法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため、出向元の法人が代わりにその出向者に賞与を支給する場合や、②出向先の法人が海外にあることから、出向元の法人が留守宅手当を支給する場合も、給与較差補てん金として取り扱われます。

